

様式 13 号

令和 年 月 日

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所長 様

給水装置工事申込者

住所

氏名 _____ 印

給水装置工事に係る誓約書

給水装置設置場所

東広島市

この度、上記設置場所による給水装置工事の申込みにあたり、次の事項について確認し、当該給水装置について紛議又は維持管理等の不具合を生じた場合においても、貴局に対し異議の申し立てをせず、当方において責任をもって対処します。また、問題解決のための改良工事等が必要となった場合は、貴局の指示に従い、自費をもって実施することを該当項目に押印のうえ誓約いたします。

誓約事項

1	3階以上への直結直圧給水のため、水圧が低下し、出水不良になりましても異議の申立てをせず、自費をもって受水槽給水又は自家用設備への切替えをいたします。 また、出水不良を理由に水道料金の滞納をいたしません。 (入居者についても責任をもって解決します。)	㊞
2	口径40mm以下のメーターの位置が、宅地内に最初に設ける止水栓等から奥に2m、左右に5m以内の宅地内に設置できないため、宅地内の漏水等については自費をもって修理します。	㊞
3	口径50mm以上のメーターの位置が、宅地内に最初に設ける仕切弁から5m以内の宅地内に設置できないため、宅地内の漏水等については自費をもって修理します。	㊞
4	口径50mm以上のメーターから15m以内に隔測表示板を設置できないため、隔測表示板に係る不具合が生じた場合については、自費をもって修理します。	㊞
5	プールに直結方式で充水する場合について、32時間以上をかけて充水します。 また、渇水時などには水の乱用をしないことはもちろん、水の使用制限があっても、異議の申立てをしません。	㊞
6	病院等に直結方式で給水する場合については、断水等により出水不良になりましても、当方により水を確保し、責任をもって対処するとともに、貴局に対し異議申立て及び損害請求等はいたしません。	㊞
7	3階建築物の屋上に太陽熱温水器等を設置する場合については、専用の立ち上がり管（水抜栓付）を設置し、単独給湯栓又は専用混合水栓を使用し、水圧不足及び出水不良になりましても、貴局に対し異議申立てはいたしません。	㊞
8	所有者不明管から分岐する場合において、分岐したことにより諸問題につきましては、当方において責任をもって対処します。	㊞